

金剛ふるさとバス利用者 OD 調査業務  
仕様書

令和 8 年 7 月

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村  
地域公共交通活性化協議会

## 1. はじめに

金剛ふるさとバス利用者OD調査業務（以下「本業務」という。）の発注に際し、この仕様書（以下「仕様書」という。）の内容を最低水準とし、協議会は、本業務を受注する運営事業者（以下「事業者」という。）が仕様書の内容を上回る、または、機能的・効果的な仕様等について提案をすることを妨げないものとし、協議会は、事業者の当該提案を採用できるものとする。

## 2. 業務内容

### (1) OD調査

金剛ふるさとバスの下記の全路線及び全便を対象とし、バスの利用者について、一人ひとりがどこで乗車し、かつ、降車したかの情報（以下「OD」という。）を路線別、系統別（上り・下り・循環など）、停留所別、区間別、時間別及び運行ダイヤ別に、それぞれ調査・集計する。

- 北大伴線
- 石川線
- 千早線
- 河内線
- 白木線
- さくら坂循環線
- 東条線
- 喜志循環線
- 阪南線

※ 各路線の詳細は、別紙路線図のとおり

### (2) OD調査にかかる事前準備

OD調査を実施する前に、協議会及び調査対象路線のバス運行事業者（以下「バス事業者」という。）との事前調整を行い、OD調査当日に調査が円滑に遂行できるように努めること。

### (3) 調査報告書の作成

上記OD調査の結果を整理し、報告書としてまとめる。

## 3. 事業期間

### (1) 契約期間

契約日の翌日～令和9年3月31日（水）

### (2) 現地調査日

令和8年11月の平日及び土休日（各々、曜日は協議会と別途、協議のうえ決定。）のそれぞれ1日（始発から終発までの終日で、全ての路線を同一日に実施。）とする。ただし、天候その他社会情勢により、時期を変更する場合がある。

## 4. 調査手法

車内OD調査（調査員乗車方式）による調査を実施する。調査員2名がバスに乗車し、1名が乗降客にOD調査票を配布、他1名が降車時にOD調査票を回収する方法を想定する。

事業者の提案により、同一のバスにて調査員を増員及び減員することは差し支えない。ただし、減員する場合においては、必ず仕様書に定める全ての要件を満たす提案を行うこと。

## 5. ODの情報

本業務において必要とするODの情報は、以下のとおりとする。ただし、すべての情報を路線別で集計し、整理すること。

- ① 系統別の利用者数（1便当たり・1日当たり）
- ② 停留所相互間の乗降者数（すべての停留所相互間の乗降者数を把握すること）
- ③ 停留所別乗降状況
- ④ OD状況（各区間での車内の乗車人員を把握し、整理すること。）

その他、事業者の提案に基づき、アンケート調査等の方法を用いる等により上記以外の情報（年齢・性別・利用目的その他特性等）を収集すること。

## 6. 留意事項

### （1）遵守事項

調査中は下記の各事項を遵守するとともに、乗務員から指示があった場合はそれに従い、その他運行の妨げとなる行為は厳に慎むこと。

- ① 調査中、調査員は腕章等を身に着けるなど、乗務員やバス利用者等が調査員であることを認知できるようにすること。
- ② 各便の調査開始時及び終了時は、乗務員に調査を開始または終了する旨を告知すること。
- ③ 調査中は、原則着席して業務を行うこと。ただし、混雑時等の車内状況により、臨機応変に席を譲るよう、対応すること。
- ④ 調査により発生した紙屑や紙片のゴミ等は適宜回収し、車内を清潔に保つこと。
- ⑤ 調査中に利用者から調査について説明を求められた場合は、調査員は当該利用者に対し、丁寧に対応すること。
- ⑥ 調査中の飲食、私語を慎むこと。
- ⑦ その他、乗務員及び利用者が迷惑または不快と感ずる行為を慎むこと。

### （2）著作権等

事業者は、第三者の著作権・特許権等（以下「著作権等」という。）を侵害してはならない。また、成果品等が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、協議会にその事実関係を速やかに報告するとともに、事業者の責任においてこれを解決すること。

### （3）危険負担

本業務の遂行に際しては、正確かつ慎重に行い、事業者の責に帰すべき事由により発生した事故及び損害等については、事業者が責任を持って全てを処理すること。

#### (4) 機密保持

事業者は、本業務で得た情報について、協議会の同意なしに使用・開示してはならない。また、事業者は、協議会が提供する一切のデータ、プログラム及び資料等を本業務以外に使用してはならない。

#### (5) 調査員等の労務管理

調査員その他本業務に従事する者の労務管理等については、事業者の責任において行うものとする。

### 7. 成果品

成果品として以下の内容を提出すること。なお、成果品に関する一切の権限は、すべて協議会に帰属するものとし、事業者は、協議会の承認を得ずして公表、貸与及び使用してはならない。

- ① OD調査結果速報（系統別の利用者数） 電子データ一式
- ② OD調査結果報告書（路線別、便別、時間帯別のOD表、利用状況の分析、課題抽出など） 電子データ一式及び紙資料40部
- ③ 一見明細データ（CSV、Excel形式など） 一式

調査票の報告期限は以下のとおりとする。

- OD調査結果速報 令和8年12月25日（金）まで
- その他成果品一式 令和9年1月29日（金）まで